令和４年１月４日策定

令和５年４月１日更新

刈谷市社会福祉協議会行動計画（女性活躍推進法）

刈谷市社会福祉協議会は、女性が活躍できる環境整備と、安心して働き続けることのできる雇用環境を整えるため、次のように行動計画を策定します。

１　計画期間

令和４年４月１日から令和７年３月３１日までの３年間

２　当法人の課題

管理職に占める女性の割合は少なくないが、管理職はすべて刈谷市からの派遣職員であり、後継となる係長級のプロパー職員の女性の割合が少ない。

３　内容

【目標】　管理職候補となる係長級にある者に占める女性労働者の割合について、２０％を目指します。

<取組>

（１）研修体系の見直し　　●実施期間：令和４年４月～

仕事へのモチベーションを持ち続けることができるようにするため、研修体系を見直すプロジェクトをたちあげ、キャリア形成を意識した研修体系を見直し・整備する。また、キャリア形成について考える機会をつくる。

（２）キャリア形成を意識した業務分担　　●実施期間：令和４年４月～

所属長は、仕事と家庭の両立に配慮しすぎて勤務可能な職員がキャリアを積む機会を奪うことのないように、本人の意向に応じて業務分担を行う。

（３）柔軟な勤務体制の充実　　●実施期間：令和４年４月～

柔軟な働き方を支援するため、１日の勤務時間の長さを変えることなく始業・終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げて勤務する「早出・遅出勤務」の適用範囲を育児・介護の事由だけでなく、すべての職員に適用されるように見直しを行う。

４　女性活躍に関する情報（令和５年３月３１日現在）

係長級にある者に占める女性労働者の割合：１０％